

藤井寺市手話言語条例に関する施策の推進方針

平成31年1月1日施行の藤井寺市手話言語条例第7条第1項に規定する施策の推進について、次のとおり取り組むものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次の施策を推進する。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関すること。
 - (2) 手話による情報発信に関すること。
 - (3) 手話による意思疎通の支援に関すること。
 - (4) 手話を学ぶ機会の確保に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。
- 2 市は、前項の施策と市が別に定める福祉に関する計画との整合性を図る。

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関すること。

推進方針・・・市民や市内事業所、学校等への啓発活動や、市職員の手話学習等の実施に努める。

継続事業：手話に関する研修への市職員の参加

予定事業：手話啓発用パンフレットの配布、周知

市職員への手話研修実施

公共交通機関や市内事業所等への周知啓発

広報誌やホームページ等における手話講座実施

(2) 手話による情報発信に関すること。

推進方針・・・市主催行事や行政情報等についての手話による情報発信に努める。

継続事業：市主催行事や公開会議における手話通訳者設置

検討事業：ホームページにおける行政情報の手話動画配信

(3) 手話による意思疎通の支援に関すること。

推進方針・・・手話通訳者派遣の充実及び手話による情報保障の実施に努める。

継続事業：登録手話通訳者の派遣

手話通訳者の養成及び研技術向上のための研修実施

検討事業：手話対応が可能な職員の充実

災害時の手話等による情報保障

登録手話通訳者の処遇見直しと派遣の充実

I C T（情報通信技術）の活用

(4) 手話を学ぶ機会の確保に関すること。

推進方針…市民向け手話教室の継続・充実に努める。

継続事業：手話教室入門・基礎課程実施

手話ステップアップ講座実施

検討事業：学校等での手話講習実施

市内事業所等への出張手話講座実施

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

推進方針…上記（１）～（４）以外の施策の実施に努める。

継続事業：N E T 1 1 9 緊急通報システム等の普及協力

おおおさか防災メール等災害関係情報への登録支援

検討事業：福祉に関する計画策定へのろう者の参画

令和２年４月